

令和元年度

第23回大分県教育委員会 議事録

日 時 令和2年2月25日(火)
開会13時35分 閉会15時27分

場 所 教育委員室

令和元年度
第23回大分県教育委員会

【議 事】

(1) 議 案

- 第1号議案 学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則の一部改正について
- 第2号議案 県立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針について
- 第3号議案 学校職員の特殊勤務手当支給規則の一部改正について
- 第4号議案 令和2年度大分県教科用図書選定審議会委員の任命について
- 第5号議案 大分県立高等学校学則の一部改正について
- 第6号議案 大分県立スポーツ施設利用規則の一部改正について
- 第7号議案 大分県スポーツ推進審議会委員の任命について

(2) 報 告

- ① 「芯の通った学校組織」推進プラン第3ステージについて
- ② 令和2年第1回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について
- ③ 第56回全国学生書道展における文部科学大臣賞（最高賞）の受賞について

(3) 協 議

- ① 教員採用選考試験の見直しについて
- ② 大分県文化財保護審議会委員の委嘱について
- ③ 大分県先哲叢書編さん審議会委員の委嘱について

(4) その他

【内 容】

1 出席者

委 員	教育長	工 藤 利 明
	委 員 (教育長職務代理者)	林 浩 昭
	委 員	岩 崎 哲 朗
	委 員	松 田 順 子
	委 員	高 橋 幹 雄
	委 員	鈴 木 恵
事務局	教育次長	法華津 敏 郎
	教育次長	檜 崎 信 浩
	参事監兼教育財務課長	佐 藤 誠一郎
	参事監兼福利課長	阿 部 浩 康
	参事監兼特別支援教育課長	後 藤 みゆき
	教育改革・企画課長	中 村 崇 志
	教育人事課長	渡 辺 登
	学校安全・安心支援課長	簗 田 祐 二
	義務教育課長	内 海 真理子
	高校教育課長	久保田 圭 二
	社会教育課課長	石 井 利 治
	人権・同和教育課長	永 井 弘
	文化課長	木 下 敬 一
	体育保健課長	加 藤 寛 章
	教育改革・企画課主幹 (総括)	門 野 秀 一
教育改革・企画課主査	池 邊 大 介	

2 傍聴人

6 名

開会・点呼

(工藤教育長)

それでは、委員の出席確認をいたします。
本日は、全委員が出席です。

(工藤教育長)

ただ今から令和元年度 第23回教育委員会会議を開きます。

署名委員指名

(工藤教育長)

本日の議事録の署名については、高橋委員にお願いしたいと思います。

会期の決定

(工藤教育長)

本日の教育委員会会議はお手元の次第のとおりです。会議の終了は15時20分を予定しています。よろしくお願ひします。

議 事

(工藤教育長)

次に、会議を公開しないことについてお諮りします。

会議は原則として公開することとなっておりますが、第4号議案及び第7号議案、並びに協議の①、②及び③は人事に関する案件ですので、当該議案及び協議については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により、これを公開しないことについて、委員の皆さんにお諮りいたします。

公開しないことに賛成の委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(工藤教育長)

それでは、第4号議案及び第7号議案、並びに協議の①、②及び③は非公開といたします。

本日の議事進行は、始めに公開による議事を行い、次に非公開による議事を行いますので、よろしく申し上げます。

【議案】

第1号議案 学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則の一部改正について

(工藤教育長)

それでは、第1号議案「学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則の一部改正について」渡辺 教育人事課長から説明いたします。

(渡辺教育人事課長)

資料の5ページをご覧ください。

「1 改正理由」ですが、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、昨年12月11日に公布されました「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」、いわゆる「給特法」の第7条第1項に規定する指針及び「学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例」第13条の2の2第3項の規定に基づきまして、教育職員の在校等時間の上限等に関する方針を規則に新設するものです。

次に、「2 改正内容」につきましては、

- ① 教育職員の業務時間から所定の勤務時間を除いた時間を1箇月45時間、1年360時間の範囲内とすること。
- ② 通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、臨時的に上記①の上限時間を超えて業務を行わざるを得ない場合は、1箇月につき100時間未満、1年につき720時間以内、複数月では平均80時間以内。また、1年のうち、1箇月において45時間を超えて業務を行う月数を6箇月以内とする。
- ③ その他必要な事項は、任命権者が別に定めるとする。

ものであります。

「3 施行期日」につきましては、令和2年4月1日としております。

以上です。

(工藤教育長)

ただ今説明のありました議案について、審議を行います。ご質問・ご意見のある方はお願いします。

(岩崎委員)

資料の2の(1)の③の「その他必要な事項は、任命権者が別に定める」は、次の議案で審議するということによろしいのですか。

(渡辺教育人事課長)

次の議案で審議していただく予定の「県立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」が、その詳細な内容になっています。

(工藤教育長)

ほかにございませつか。

それでは、第1号議案の承認についてお諮りいたします。

第1号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(工藤教育長)

第1号議案については、提案どおり承認します。

【議 案】

第2号議案 県立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針の策定について

(工藤教育長)

次に、第2号議案「県立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針の策定について」渡辺 教育人事課長から説明いたします。

(渡辺教育人事課長)

第1号議案でご説明しました給特法の改正により、国の指針に基づいて、規則改正を行った上で、教育職員のサービスを監督する教育委員会ごとに、方針を定めることとされております。

資料2ページをご覧ください。

「1 趣旨」ですが、国の指針及び、先程ご承認いただきました教育委員会規則の一部改正に基づきまして、教育職員の在校等時間の上限等に関する方針を定めるものです。

次に、「2 対象者」及び「3 業務を行う時間の上限」につきましては、先程、規則で規定した内容をこの方針に再度記載をしているものです。

資料3ページをご覧ください。

「4 教育委員会及び学校の管理職の責務」及び「5 留意事項」の内容は、

資料6・7ページに国の指針概要を添付しておりますが、この指針を参考に、4につきましては、教育職員が在校している時間等の計測及びその記録の保存に関する事、及び健康及び福祉を確保するために留意すべき点等について記載しております。5では、上限時間について、虚偽の記録等について、また、持ち帰り業務についての留意すべき事柄などを記載しております。

この方針も、第1号議案と同じく令和2年4月1日から適用することとしております。

以上です。

(工藤教育長)

ただ今説明のありました議案について、審議を行います。ご質問・ご意見のある方はお願いします。

(林委員)

「4 教育委員会及び学校の管理職の責務」の(1)ところに、「・・・ICTの活用やタイムカード等により・・・」との文言がありますが、「ICTの活用」部分については、パソコンのON/OFF以外にどういうことがあるのですか。

(渡辺教育人事課長)

「ICTの活用」とは、パソコンの稼働時間、また、市町村においては校務を支援するシステム等がありますので、その中で在校等時間の計測をして把握をするという方法であります。

(松田委員)

例えば、保護者と生徒とスクールカウンセラーとが三者で面談をする場合、仕事の都合上、夕方17時過ぎでないと学校に来られない保護者もいます。その際、通常の勤務時間を超えて面談を行った場合、スクールカウンセラーについては超過時間分を翌週の勤務時間の中で調整を行うことがあるのですが、当該校の教職員については、どのように対処しているのでしょうか。

(渡辺教育人事課長)

事務職員等につきましては、時間外勤務命令を行うことにより時間外勤務手当を支給することができますので、それに対応することになります。しかし教員については、いわゆる「給特法」に規定する「超勤4項目」(①生徒の実習、②学校行事、③職員会議、④非常災害、児童生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合等)を除き、そのほかの業務は自発的判断で行ったものという整理の下、労働時間には含まれず、当然ながら時間外勤務手当の支給や勤務時間の振替などが行えない仕組みとなっており、これまでも特段の対処は実施していなかったところですが、そのような中で、今回の指針は、教員の在校等時間の長時間化(時間外勤務相当部分)を縮減していくため、学校における働き方改革の総合的な方策

の一環として定められるものです。

(工藤教育長)

そういう事例があった時に、学校現場の管理職も月45時間の範囲の中で調整をして収めていく工夫をしなければならないということです。

(林委員)

方針の「4 教育委員会及び学校の管理職の責務」の(3)のイに、「時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員が希望する場合等には、医師による面接指導を実施すること」とありますが、職員本人は医師による面接指導を受けなくても大丈夫だと言ったとしても、校長からすると今回は受けてもらった方がよいという場合もあるのではないかと思うのですが、職員本人が希望する場合だけでよいのでしょうか。例えば「管理職が注意を払う」といった文言にした方がよいのではないかという気がしますがいかがでしょうか。

(渡辺教育人事課長)

「教育職員が希望する場合等」の「等」の部分で柔軟に対応できるよう幅を設けていますので、状況に応じて管理職側から働き掛けることも当然想定されています。

(林委員)

職員本人が抱えている負担を言い出せない場合もあると思いますので、少しこの辺りは気を付けていただければと思います。

(岩崎委員)

先程の林委員の質問と重複しますが、「4 教育委員会及び学校の管理職の責務」の(1)の部分の「ICTの活用やタイムカード等」の箇所についてですが、これは全て外形的に在校等時間を把握できるような機械等を使うことになるのか、それとも、申告と管理職による現認というものもこれに加わるのでしょうか。

(渡辺教育人事課長)

県立学校の教員についてはタイムレコーダー、事務職員等についてはICTの活用により外形的に在校等時間を把握しています。

市町村立学校の教職員については、タイムレコーダー、ICT、管理職の現認など、種々の方法により把握している状況です。

(岩崎委員)

基本的には、市町村立学校については、それぞれの市町村教育委員会の考え方によって、ICTやタイムカード等を使わない場合もあり得るということによろしいのですか。

(渡辺教育人事課長)

市町村立学校の教職員については、服務監督はそれぞれの市町村教育委員会が担っておりますので、在校等時間の把握方法もそれぞれの市町村教育委員会ごとで様々な状況になっています。

(岩崎委員)

「4 教育委員会及び学校の管理職の責務」の(3)の「時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員が希望する場合等」の部分で、「等」で幅を設けて対応をするという説明でしたが、県教育委員会がある程度、実際には現場を指導するということがあり得ると思いますが、例えば、100時間を超える事例や80時間超が何箇月か続いている事例がある場合などは、管理職に対しての指導（市町村立学校の場合は各市町村教育委員会を通じての指導）は考えているのですか。

(渡辺教育人事課長)

本方針の策定後は、県立学校向けには校長会の場で直接趣旨等について説明したいと考えています。市町村教育委員会におきましては、先程ご審議いただきました県の教育委員会規則に「準じる」とする旨を定めた規則を各教育委員会ごとに既に持っていますので、市町村の教育委員会規則の改正は基本的に必要ないものと思いますが、上限時間の方針については、各服務監督権者ごとに策定することになっておりますので、県の方針ができましたら市町村教育委員会へ通知し、県の方針も参考に策定した上で勤務時間管理等をしていただくこととなります。こういった手続的な内容については、先日の市町村教育長会議や市町村人事担当課長会議の際に説明をしているところです。

(岩崎委員)

「3 業務を行う時間の上限」の(1)の部分の在校等時間の考え方ところに、「外形的に把握することができる時間」とあって、「基本とする時間」、「加える時間」、「除く時間」ということが書かれていますが、例えば、職務として行う研修への参加の時間は当然加える時間で、自己研鑽^{さん}の時間は除く時間となっています。民間会社においては、自己研鑽^{さん}なのか業務としての研修なのかという線引きが非常に微妙で難しいところがあって、問題になることがあります。学校現場における自己研鑽^{さん}と業務上の研修との線引きとなる基準は何かあるのですか。

(渡辺教育人事課長)

3の(1)の「除く時間」の「②勤務時間外における自己研鑽^{さん}及び業務外の時間」の中に「(※自己申告による)」と記載しておりますが、これを自己研鑽^{さん}と業務上の研修との線引きの基準としており、本人から自己研鑽^{さん}である旨の申告がなければ、通常の勤務時間を超えて学校にいる時間については全て時間外在校等時間として上限時間の対象になります。

(岩崎委員)

そうすると、自分の授業力向上のために自己研鑽^{さん}をすることもあると思いますが、それを時間外に行っている場合に、自己申告がなければ時間外の業務として扱うということになるのですか。

(渡辺教育人事課長)

労働基準法における労働時間は、使用者の命令下に置かれている時間となっており、これが教員については、「超勤4項目」(①生徒の実習、②学校行事、③職員会議、④非常災害、児童生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合等)の場合のみとなっており、時間外として整理できる部分が限られています。それ以外の業務、例えば自発的業務として行った時間は、いわゆる労働基準法における労働時間に含まれない、つまり、労働法制における労働時間とは概念が異なるため、労働時間としての上限時間にも含まれないことになります。

(岩崎委員)

教員が時間外に行っている作業内容を管理職が自己研鑽^{さん}的なものだと判断した場合に「もう今日は帰きなさい」などといった指示は、実際どのように行われているのでしょうか。

(渡辺教育人事課長)

校長等の管理職につきましては、目標管理という名称の個別の業績評価を行っております。その中の1項目に、働き方改革の内容を入れ、時間外勤務時間の縮減や長時間勤務者数の縮減等に取り組むようにしています。そういった中で、個別の業務を見ながら、帰宅を促す呼び掛け等の対応もしている状況です。

(高橋委員)

資料4ページの「5 留意事項」の(2)に、「虚偽の記録等について」と書かれていますが、これは上限時間の範囲内で帰らないといけないという意識から、短めに偽るということもあるかも知れませんが、逆に、時間外勤務をしてないのにしたように出すといったこともあるかも知れません。そういったことを防止するためには、タイムカード等の記録で判断するのか、それとも管理職が不審に思ったら都度注意を促すのか、その辺りはどのようなになっているのですか。

(渡辺教育人事課長)

基本的には、県立学校におきましてはタイムレコーダーを導入していますので、それによる出退勤の時間管理になります。

(高橋委員)

持ち帰りの業務は、管理職が把握していないと分からないものだと思いますが、

その部分も管理職の指導の一つとして学校内で徹底していくことになるのですか。

(渡辺教育人事課長)

資料の4ページの「5 留意事項」の(3)に記載していますが、基本的には、持ち帰り業務の時間は、この上限時間には含まないこととなりますが、管理職には実態把握に努めることが求められておりますので、県教育委員会の方で把握をしながら対応して、全体として教員の業務量の縮減をしていきたいと考えております。

(高橋委員)

結構、持ち帰り業務を行っている先生もいると思いますので、徹底をしていただきたいと思います。

(林委員)

今の点ですが、これまでも県教育委員会として、教職員の時間外業務の縮減に向けた様々な取組をしてきていると思うのですが、何か新たなアイデアなり、先進的な取組などは考えられているのでしょうか。

(渡辺教育人事課長)

県立学校については、平成30年8月にタイムレコーダーを導入しまして、それ以降の記録を見ますと、前年度比較では全職種が減少傾向にあります。そういう意味で、教員の働き方についての見える化が進んでいると考えております。

また、これまでも、会議や研修の縮減にも取り組んでおりますし、来年度以降にあっては、例えば、ICTを活用したWeb研修を一部に導入して、教員が研修に参加する際の往復の時間を縮減するといった取組についても計画しているところです。

(工藤教育長)

本日、議会が開会しましたが、知事からの来年度当初予算案の提案理由の中でも、働き方改革に係る取組ということで、今申し上げましたWeb研修や、教員の産育休代替が確保しづらいという現状を踏まえ、年度当初から当該代替者を確保するための予算案も提案していただいておりますので、議会を通れば、十分活用していきたいと考えております。

(工藤教育長)

ほかにございませつか。

それでは、第2号議案の承認についてお諮りいたします。

第2号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(工藤教育長)

第2号議案については、提案どおり承認します。

【議 案】

第3号議案 学校職員の特殊勤務手当支給規則の一部改正について

(工藤教育長)

次に、第3号議案「学校職員の特殊勤務手当支給規則の一部改正について」渡辺 教育人事課長から説明いたします。

(渡辺教育人事課長)

資料の3ページをご覧ください。

平成30年3月に国のスポーツ庁が「運動部活動のガイドライン」を策定し、「1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度」とする基準を示し、同年12月に文化庁が文化部活動についてのガイドラインを策定し、同様の基準を定めました。これらを踏まえて、平成31年度の部活動指導手当に係る義務教育費国庫負担金の算定基準が土日4時間程度から土日3時間程度に見直されたところであります。

本県でも、国のガイドラインを踏まえて、平成30年度に「部活動の方針」を策定し、「中学校では平日2時間程度・休業日は3時間程度」、「高等学校では原則、平日3時間程度・休業日は4時間程度」等の基準を示したことから、部活動指導手当の区分及び支給額を変更するものであります。

具体的には、

「2時間以上4時間未満 1,800円」を「2時間以上3時間未満 1,800円」に、「4時間以上6時間未満 3,600円」を「3時間以上4時間未満 2,700円」に、「6時間以上 4,800円」を「4時間以上 3,600円」に、それぞれ改めるものです。

施行日につきましては、令和2年4月1日としています。

以上です。

(工藤教育長)

ただ今説明のありました議案について、審議を行います。ご質問・ご意見のある方はお願いします。

(松田委員)

今回の改正に当たって、部活動を指導している現場の先生方からは何か意見が

出ていますか。

(渡辺教育人事課長)

例えば、自宅から高速道路等を利用して週休日等に勤務する学校に行き、部活動の指導を行っている先生方については、これまでの「6時間以上」の区分が廃止となることについてはどうなのか、という意見があります。

ただ一方で、働き方改革を進めている中で、国も部活動手当は3時間を目安としたことから、部活動手当の区分を見直すことにより、長時間にわたる部活動の現状を抑制していく姿勢で臨むことについては、職員団体との交渉を踏まえた上で見直しを行っていますので、現場の先生方にも理解していただいているという認識です。

(松田委員)

学校の部活動において、短時間の練習で効果を上げている学校・種目がありますが、体育保健課として、短時間での効果的な指導法についての研修は考えていますか。

(加藤体育保健課長)

運動部活動の指導者に対する研修は現在行っています。昨年度は、先進事例として、全国上位校の近畿大学附属高校のバスケットボール部が2時間の短時間で練習を行っていることや、福岡県の東福岡高校のラグビー部が時間を区切って練習をしている先進事例を基にした研修を行っています。今後もそのような先進事例を持ちながら研修を行っていきたいと考えています。

(岩崎委員)

部活動手当の6時間以上の区分の廃止は、県教育委員会が今までの部活動の在り方をきちんと見直して、6時間以上の事例は絶対に生じないようにするという大きな方針がなければ、現場の先生方も大変きついただろうと思います。

6時間以内に部活動を終えるための指導法研修も必要ですが、やむを得ず6時間以上かかる場合の対応等をできるだけ現場に指導していただければと思います。

(加藤体育保健課長)

部活動の方針の徹底については、前回アンケート調査について報告しました。今後も適切な活動時間が達成できていない学校には、個別に調査・指導を行うようにしています。6時間以上かかる場合の対応等についても、実態を把握しながら適宜、指導していきたいと考えています。

(工藤教育長)

ほかにございませんか。

それでは、第3号議案の承認についてお諮りいたします。
第3号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(工藤教育長)

第3号議案については、提案どおり承認します。

【議 案】

第5号議案 大分県立高等学校学則の一部改正について

(工藤教育長)

次に、第5号議案「大分県立高等学校学則の一部改正について」久保田 高校教育課長から説明いたします。

(久保田高校教育課長)

昨年9月20日の教育委員会において、県立国東高等学校の学科新設について決定しました。

これに伴い、同校の新設学科「環境土木科」を学則の別表に加えるものです。

なお、施行日につきましては、令和2年4月1日とするものです。

2ページに新旧対照表を示しております。

以上、ご審議の程よろしくお願ひいたします。

(工藤教育長)

ただ今説明のありました議案について、審議を行います。ご質問・ご意見のある方はお願いします。

(質問・意見なし)

(工藤教育長)

それでは、第5号議案の承認についてお諮りいたします。

第5号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(工藤教育長)

第5号議案については、提案どおり承認します。

【議案】

第6号議案 大分県立スポーツ施設利用規則の一部改正について

(工藤教育長)

次に、第6号議案「大分県立スポーツ施設利用規則の一部改正について」加藤体育保健課長から説明いたします。

(加藤体育保健課長)

資料の11ページをご覧ください。なお、議案書は、1ページから10ページになります。

「1 改正理由」ですが、県立総合体育館の体育館施設を廃止し、同施設を令和2年4月1日から大分市へ移管することに伴い、規定を整備する必要があるため改正するものです。

「2 改正内容」ですが、一つ目は、条文中の文言の変更です。

条文中の「大分県立総合体育館」を「大分県立フェンシング場」に、「総合体育館」を「フェンシング場」に改めます。

二つ目は、体育館施設の個人利用に係る規定で、フェンシング場以外の総合体育館関係部分を削ります。

三つ目は、体育館施設の回数券によるトレーニングルームの使用料の納期に係る規定の総合体育館関係部分を削ります。

「3 施行期日」は、令和2年4月1日とします。

以上です。

(工藤教育長)

ただ今説明のありました議案について、審議を行います。ご質問・ご意見のある方はお願いします。

(高橋委員)

フェンシング場は、総合体育館の隣にある建物ですよね。県立部分と大分市立部分との境界線を明確にできるようになるのでしょうか。塀のようなものを作るのでしょうか。

(加藤体育保健課長)

塀を作る予定はありません。使用料の徴収事務については、指定管理者が総合体育館の中で一括して行うように委託契約を締結しますので、そういう実情も踏まえ、区切らずに運営していきます。

(高橋委員)

委託になるのですね。弓道場も同じですか。

(加藤体育保健課長)

弓道場も同様です。

(工藤教育長)

ほかにございませんか。

それでは、第6号議案の承認についてお諮りいたします。

第6号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(工藤教育長)

第6号議案については、提案どおり承認します。

【報 告】

① 「芯の通った学校組織」推進プラン第3ステージについて

(工藤教育長)

次に、報告の①「『芯の通った学校組織』推進プラン第3ステージについて」
中村 教育改革・企画課長から報告いたします。

(中村教育改革・企画課長)

本文については別冊資料にてお配りしておりますが、右肩に概要版と記載した
A4横の概要資料により説明いたします。

本県では、「芯の通った学校組織」の確立を目指した学校改革について、平成
24年度に推進プランを策定し、その内容を順次改訂しながら、学校の組織的課
題解決力を高める取組を続けてきました。

「芯の通った学校組織」とは、校長のリーダーシップの下、全ての教職員が具
体的な目標達成に向けて組織的に取り組む目標達成マネジメントと、そのような
取組が効果的に機能する学校運営体制が構築されている組織マネジメントとが両
輪として機能する学校のことであり、平成28年度から本年度までを計画期間と
する「『芯の通った学校組織』推進プラン第2ステージ」の3箇年の取組では、
その質の向上を目指して取り組んできました。

第3ステージでは、これまで積み重ねた取組をより確かなものとし、「地域と
ともにある学校」への転換を図りつつ学校における働き方改革を達成する学校マ
ネジメントを追求することで、本県教育の持続的・発展的な姿と、本県教育水準
の更なる向上を目指したいと考えております。計画期間は、令和2年度からの3

年間としております。

資料の左側をご覧ください。

1点目として、学校マネジメントの取組は浸透し、小・中学校（義務教育学校を含む。以下同じ）の学力・体力向上については結果が表れつつあるなど、それぞれに課題は残しつつも、着実に学校は変わってきていると現状を捉えております。

2点目として、学校は変わってきたものの、矢印で五つ示した項目にあるような学校を取り巻く環境の変化の中で、「芯の通った学校組織」を基盤とした課題解決の取組が更に重要になってくると考えています。

3点目、第3ステージの方向性としては、様々な課題に対処しつつ、子どもの学びのために、学校のパフォーマンスを最大化する。特に、地域とともにある学校への転換を図りながら学校における働き方改革を達成する学校マネジメントを推進していきたいと考えております。

続いて資料の右側をご覧ください。

取組のポイントを五つ挙げております。

まず一つ目は、学校マネジメントの更なる深化です。学校の目標達成・組織マネジメントやカリキュラム・マネジメントの深化、家庭・地域との協働、そして働き方改革を進めるため、引き続き「学校評価の4点セット」をツールとして取組の検証・改善を進めてまいります。

二つ目は、チーム学校に向けた取組の継続・発展です。これまでの取組の検証を踏まえ、専門スタッフと学校の日常的な情報共有や、事務職員など少数職種の教職員のチームの一員としての取組の充実・強化を図りつつ取組の継続・発展を図ります。

三つ目は、学校における働き方改革です。第3ステージでは学校の業務改善を組織的かつ着実に進めるため、「学校評価の4点セット」の重点目標に働き方改革の項目を全学校で設定し、検証・改善サイクルを回すことにより、会議や校務分掌及び学校行事等の精選・見直し、部活動改革、ICTの効果的な活用などによる、学校における働き方改革を進めていきたいと考えております。

四つ目は、地域とともにある学校への転換です。県内で導入が進む学校運営協議会等を家庭・地域との目標協働達成に向けたチームとして機能させるため、目標の共有、取組内容や家庭・地域との役割分担について協議し、PDCAサイクルによる取組の検証・改善を促進します。

五つ目は、学校規模に応じた学校マネジメントです。教職員数が少ない学校では、主任等が複数の分掌や学級担任を兼ねるためにミドル・アップダウン・マネジメントが上手く機能していないなど、「チーム学校」の在り方も含め、規模の小さな学校におけるより良い学校マネジメントの在り方も検証していきます。

推進プラン第3ステージの実行に当たって重要なことは、足掛け8年にわたる学校改革の歩みを止めることなく、持続的・発展的な教育水準の向上を引き続き目指していくことであるとと考えております。それぞれの学校における学校マネジメントの取組が学校内にとどまることなく、専門スタッフや家庭・地域社会とも

連携して行われる姿を目指しているということを、小・中学校、高等学校、特別支援学校にもしっかりと伝えながら取組を進めていきたいと考えております。

今後のスケジュールにつきましては、年度内に教育委員会のホームページにて公表するとともに、県立学校、そして市町村教育委員会を通じて小・中学校へ通知したいと考えております。

説明は以上です。

(工藤教育長)

ただ今ありました報告につきまして、ご質問・ご意見等のある方はお願いいたします。

(松田委員)

「地域とともにある学校」について、これは学校の適正規模に関する問題なのですが、県内のある市町村教育委員会が開催する委員会の中では、地域の方、特に高齢の方からは、学校が無くなると地域も疲弊してしまうので、一人でも二人でも児童生徒がいれば学校を無くさないでほしいという意見が出されています。その一方で、子どもを持つ若い世代の保護者からは、子どもの教育のためには規模の大きな学校で勉強させたいという意見が出され、議論がなかなか前に進まないという状況があるようです。

そういった中で、それら地域の方たちと話をしますと、「自分たちは理想としての話をしているけれど、現実・現状の情報が正しく分かればしっかりと協力していく」という声や、「学校の規模適正化について教育委員会が方針を示してくれればいくらかでも学校と協力していきます」という声がありました。

先程、ご説明のあった規模の小さな学校でのミドル・アップダウン・マネジメントの在り方というのは、先生方の取組の質の向上の部分になると思いますが、「地域とともにある学校」への転換を進める中で、住民も少なくなっている地域の活性化の部分についてもっと話し合いをすること、あるいは規模の小さな学校に子どもを通わせている若い保護者、そして地域をずっと守ってきた高齢者、それぞれの方々が納得のいくように今後どのような展開で進めていくのか、市町村教育委員会で何回会議を開いても前に進まない状況の中で、県教育委員会としての方向性をある程度示すようなことを、やっていかなければならないのではないかと思います。

【報 告】

② 令和2年第1回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について

(工藤教育長)

次に、報告の②「令和2年第1回定例県議会議案に対する教育委員会の意見に

ついて」中村 教育改革・企画課長から報告いたします。

(中村教育改革・企画課長)

資料の3ページをお開きください。

令和2年第1回定例県議会に上程された議案のうち、教育委員会関係分として、中程の議案名にある「令和2年度大分県一般会計予算関係部分」など、計7件の議案につきまして、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定により、知事から教育委員会の意見を求められました。

本来であれば、知事への回答に当たり、教育委員会で議決していただくところですが、日程の都合上、協議できませんでしたので、「大分県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則」第3条第1項に基づき教育長が臨時代理として処分しました。

資料2ページのとおり異議のない旨回答しましたので、同条第2項に基づき、本委員会に報告いたします。

なお、上程された議案は、お手元の資料の4ページから56ページまでに掲載していますが、内容については57ページ以降の資料でご説明します。

議案の内容等につきましては、担当課長が順次説明いたしますので、よろしくお願いたします。

(佐藤参事監兼教育財務課長)

第1号議案「令和2年度大分県一般会計予算」の教育委員会所管分について、ご説明します。

57ページをお開きください。なお、議案書は4ページからとなります。

表の下から3段目に2重線で囲んでおりますが、当初予算額は、右から3列目の「令和2年度当初予算案」の欄にありますとおり、1,135億872万7千円です。

これを右から2列目の「令和元年度7月現計予算額」と比較しますと、その右の欄にありますように、4億4,035万2千円の減、率にしますと、0.4%の減となっています。

内訳はその下にありまして、事業費が約4億円の減(△2.7%)、人件費は約3千5百万円の減(±0.0%)となっております。

事業費の減は、昨年4月に完成した県立武道スポーツセンターの建設に係る経費が、約9億円の減額となることが主な要因です。

人件費の減は、教職員数の減などに伴うものです。

●参考：主な増減要因

【事業費】

- ・ 県立スポーツ施設建設事業 (926,182千円 → 0円 [△926,182千円])
- ・ 県立総合体育館改修事業 (295,682千円 → 0円 [△295,682千円])
- ・ 県立学校施設整備事業 (3,303,050千円 → 3,675,261千円 [+372,211千円])

【人件費】

- ・給与費（87,047,316千円 → 86,455,408千円 △591,908千円）（11,120人 → 11,077人〔△43人〕）
 - ・退職手当（11,632,385千円 → 12,189,413千円〔+557,028千円〕）（533人 → 834人〔+301人〕）
- ※注：このほか、事業費に計上された職員あり（111人 → 122人〔+11人〕）

主な事業については、58ページ以降の「令和2年度当初予算案の概要」で説明しますので、お開きください。

まず、「3 教員の産休・育休取得促進事業」3,914万1千円と「4 働き方改革に向けた教職員Web研修推進事業」2,179万8千円です。

これらの事業は、教職員の働き方改革を推進するため、教員が産休・育休を取得しやすい環境整備のために代替教員を早期配置するもの、及び効果的・効率的な研修の実施と集合研修削減による教職員の負担軽減のためにICTを活用したWeb研修を導入するものです。

続いて、「7 県立学校施設整備事業」36億7,526万1千円です。

この事業は、教育環境の改善を図るため、大分南高校など8校の大規模改造工事等を実施するほか、第3次大分県特別支援教育推進計画に基づく高等特別支援学校及び新豊学校校舎の建設や、国東高校の環境土木科の実習室の整備などを行うものです。

59ページをお開きください。

「11 不登校児童生徒教育支援事業」2,969万1千円です。

この事業は、不登校が長期化している児童生徒に対して、学校以外の場における教育機会の確保など支援の充実強化を図るため、県教育支援センター「ポランの広場」の機能を強化するものです。

続いて、「14 OITAの未来を担う子ども育成事業」973万6千円です。

この事業は、地域産業界と連携した小・中学校のキャリア教育と職業教育の充実を図るため、キャリア教育教材「キャリア・パスポート」を配付するとともに、地域や学校の特色を活かしたカリキュラム・マネジメントの支援や、中学生が「大分に生きる」魅力を発見する場として、地域産業のPR動画作成、ふるさと学習交流会、本県にゆかりのある著名人の講演会等を行うものです。

60ページをお開きください。

「20 全国産業教育フェア大分大会開催事業」4,209万円です。

この事業は、産業教育の充実・発展を図るため、令和2年10月24・25日に、高校生が日頃の学習成果を発表する「全国産業教育フェア大分大会」を開催するものです。

続いて、「23 子ども科学体験推進事業」3,254万5千円です。

この事業は、小・中学生の科学に関する好奇心や探究心を育むため、「体験型子ども科学館O-L a b o（オーラボ）」をより広い場所に移転するとともに、中津市・日田市・佐伯市にも拠点を拡大し、地域人材を活用したり、企業・大学・

高校と連携して科学体験講座を実施するものです。

61ページをお開きください。

最後に、「28 ラグビー競技普及振興事業」1,384万3千円です。

この事業は、ラグビーワールドカップのレガシーとして、ラグビー競技の普及・競技人口の拡大を図るため、世界のトップコーチを招聘したラグビークリニックの開催や、ラグビースクールの支援等を行うものです。

以上です。

(渡辺教育人事課長)

第20号議案「知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定」について、ご説明します。

資料の62ページをお開きください。なお、議案書は35ページになります。

「1 制定理由」は、地方自治法等の一部を改正する法律により、知事、行政委員等又は職員の県に対する損害賠償責任の一部を、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、免責することができることとされたため、必要な事項を条例で定めるものであります。

「2 制定の内容」について、知事等の県に対する損害賠償責任の額から、以下の限度額を控除した額について、免責する旨を定めるものであります。

賠償の限度額は、改正された地方自治法施行令に示された額を参酌して定めるものとされ、この条例により、資料の表の区分に応じた係数を基準給与年額に乗じた額とします。その額を超える額について免責するものであります。

なお、この条例は、施行日以後の知事等の行為に基づく損害賠償責任について適用されるものであります。

施行は令和2年4月1日を予定しています。

以上です。

(渡辺教育人事課長)

第21号議案「職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部改正」について、ご説明します。

資料の63ページをお開きください。なお、議案書は37ページになります。

「1 地方公務員法及び地方自治法の改正概要」についてです。

令和2年4月1日から従来の一般職の非常勤職員等について、その任用方法等を明確化した会計年度任用職員制度が導入されます。

また、同制度導入により新たに制度化されたフルタイム勤務の会計年度任用職員については、地方自治法の改正により、常勤職員と同様に、給料、手当及び旅費の支給対象であることが明確化されることとなります。

「2 宣誓条例の一部改正」について、地方公務員法第31条では、職員は条例の定めるところによりサービスの宣誓を行うこととされ、その様式や方法を宣誓条例に規定しています。

条例では、指定の宣誓書に所属長等の面前で署名することとされていますが、

会計年度任用職員については、その任用形態や任用の手続が様々であることから、任用の実態を踏まえ、それぞれの職員にふさわしい方法で行うことができるよう、正規職員と異なる取扱いができる旨を追加するものであります。

例えば、予め署名した宣誓書を提出することや、条例の様式とは異なる様式での宣誓を認めることなどを想定します。

「3 非常勤職員公務災害補償条例の一部改正」は、フルタイム勤務の会計年度任用職員が、新たに給料、手当の支給対象とされたことに伴い、補償基礎額の規定を新たに整備するものであります。

施行は令和2年4月1日を予定しています。

以上です。

(加藤体育保健課長)

第23号議案、「大分県使用料及び手数料条例の一部改正」のうち、教育委員会関係分として、大分県立総合体育館に関してご説明します。

資料の64ページをお開きください。なお、議案書は38ページになります。

大分県立総合体育館は、フェンシング場を除く体育館部分を令和2年4月1日に大分市へ移管することに伴い、同条例の規定を整備するものです。フェンシング場の使用料については改定はありません。

以上です。

(中村教育改革・企画課長)

第25号議案「大分県長期総合計画の変更について」及び第26号議案「第2期まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略の策定について」、ご説明します。

まず、資料の65ページ(概要)をお開きください。「大分県長期総合計画の変更について」です。なお、議案書は54ページになります。

大分県長期総合計画(安心・活力・発展プラン2015)は、平成27年10月に、今後10年の県政運営の道しるべとして策定されましたが、計画の中間年に当たり、従来の常識をはるかに超えた速度で変化している社会経済情勢を踏まえるとともに、新時代「令和」を見通しながら、長期的視点に立って、将来の大分県の布石となるよう見直すものです。

見直しの観点としては、「大分県版地方創生の加速前進」「先端技術への挑戦」「強靱な県土づくり」という時代の要請を踏まえ、各分野における新たな政策・施策を展開することです。

教育委員会が所管する政策・施策については、概要の中程「主な新規・拡充」の右側に記載の「発展」分野に記載されておりますが、詳細な内容については、大分県長期教育計画の改訂案と重複しますので、説明を省略させていただきます。

続きまして、「第2期まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略の策定について」、資料の66ページ(概要)をお開きください。議案書は55ページになります。

まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略については、大分県長期総合計画に記載されている内容の地方創生部分を抜き出して再構成したものとなっております、地

方創生施策を集中的かつ重点的に推進するために策定するものです。

教育委員会所管の施策については、概要の中程「主な新規・拡充」の左側に記載の「人を大事にし、人を育てる」の中に、大分県長期総合計画の「発展」分野に記載されている学校教育・社会教育に関する内容が整理されています。

また、「主な新規・拡充」の右側に記載の「基盤を整え、地域を活性化する」の中に、同じく大分県長期総合計画の「発展」分野に記載されている文化財・伝統文化及びスポーツに関する内容が整理されています。

(中村教育改革・企画課長)

続きまして、第44号議案、「大分県長期教育計画の変更について」、ご説明します。

資料の67ページをお開きください。なお、議案書は56ページになります。

内容は、前回2月7日の教育委員会議においてご説明させていただいたとおりです。概要資料にも内容の変更はありません。

議会の議決をいただきましたら、変更後の長期教育計画の内容を基に教育委員会一丸となって、施策を着実に進めていきたいと考えております。

説明は以上です。

(工藤教育長)

ただ今ありました報告につきまして、ご質問・ご意見等のある方はお願いします。

(松田委員)

令和2年度当初予算案について、資料59ページの「いじめ・不登校等解決支援事業」の説明の中に「スクールカウンセラーを全公立小中高・特別支援学校に配置」とあります。非常に行き渡っていて良いことと思いますが、配置しただけで効果があるわけではありませんから、検証していくことが重要です。スクールカウンセラーの中には、臨床心理士、医師、看護師、大学教授などいろいろな役職の方がいるわけですから、どのような方法が効果があるのかといった検証や、カウンセラー個々の評価などをしっかりとしてほしいと思います。

全ての学校にスクールカウンセラーがいるのに、不登校児童生徒は増えているということは、それだけ難しい問題でもあるということですから、スクールカウンセラー自身が専門家の研修を受けるなどし、より効果的なスキルを学ぶ機会を設けることがとても重要だと思います。私がスクールカウンセラーをしていた平成11年～同20年当時と比べて、今ではスクールロイヤーも配置（平成30年度～）されるなどいろいろな方々が支援・協力していますが、スクールカウンセラーの役割がやはり重要です。しかし、専門的にまだまだ未熟という方もいらっしゃると思いますので、その部分のケアをお願いしたいと思います。

それから66ページの「第2期まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略について」の「③女性が輝き、存分に活躍する社会の構築」の中で、「男性の子育て参

画を推進する取組の充実」とあります。女性の活躍推進のための取組は、以前からも行われていますが、例えば、小・中学校の家庭科に保育や家庭という単元がありますので、その中で「男性もしっかりと育児に参加して、夫婦が協働して家庭を築いていく」というようなことを学校教育でしっかりとやっていただくと非常に良いという声が多く聞かれます。日本は、なかなか男性が育児休暇などを取りにくい風潮がありますので、「男性の力は大切なんだ」という教育を是非幼少期から思春期の頃にかけてやっていくような計画を立てていけば、うまくいくのではないかと思います。大人になってからはなかなかできないことですので。

(鈴木委員)

事例としてご紹介させていただきます。市町村によって異なるかもしれませんが、私の子どもの学校では、中学3年生の時に学校の活動として保育園実習があります。1日だけですが、男子生徒も一緒になってみんな0歳児から5歳児までのお世話を体験しています。

【報 告】

③ 第56回全国学生書道展における文部科学大臣賞（最高賞）の受賞について

(工藤教育長)

次に、報告の③「第56回全国学生書道展における文部科学大臣賞（最高賞）の受賞について」木下 文化課長から報告いたします。

(木下文化課長)

資料の1ページをご覧ください。

全国学生書道展は、「公益社団法人創玄書道会」の主催で行われるもので、「3参加点数」にありますように、毎年20,000点近い作品が出品されております。

今回、「4 入賞結果」にありますように、中津北高校3年の渡邊 恵果^{わたなべ けいか}さんが最優秀賞である文部科学大臣賞を受賞いたしました。中津北高校の文部科学大臣賞受賞は、昨年度に引き続き2年連続となります。

作品は3月の展示が終了するまで戻ってまいりませんので、本日は資料にて作品を紹介させていただきます。

資料2ページをご覧ください。

文部科学大臣賞を受賞した中津北高校 渡邊さんの作品「波の^{こえ}聲が響く青空」です。

この作品は、渡邊さん本人が父親と飼い犬の散歩中に見た印象的な光景を詩にしたものです。

今回の入賞は、指導者や関係者の方々の指導の下、生徒自身の日々の努力が実

を結んだ結果であろうと考えております。
報告は以上です。

(工藤教育長)

ただ今ありました報告につきまして、ご質問・ご意見等のある方はお願いいたします。

(林委員)

平成20年度から大分県勢が文部科学大臣賞を複数回受賞していますが、大分県の書道は高い水準にあるということでしょうか。

(木下文化課長)

主催の創玄書道会^{そうげん}に大分県の書道指導者が多く所属していることも一つの要因と思われませんが、全国から出品のあった約20,000点の中から選出される作品ですので、水準の高さを物語るものと考えています。

(高橋委員)

作品は高野山金剛峯寺でも展示されるのですか。

(木下文化課長)

作品は東京都美術館にて展示されます。

高野山金剛峯寺は書家としても有名な空海と関わりが深く、全国の書家により作品が同寺へ奉納されたことをきっかけに高野山書道協会が発足したことから、本大会の後援を行っているものです。

(工藤教育長)

ほかにございませいか。

それでは、先に非公開と決定しました議事を行います。その前に、公開でそのほか何かございませいか。

(工藤教育長)

では、非公開の議事を行いますので、関係課長のみ在室とし、その他の課長及び傍聴人は退出してください。

【議案】

第4号議案 令和2年度大分県教科用図書選定審議会委員の任命について

(2課〔教育改革・企画課、義務教育課〕在室)

(工藤教育長)

それでは、第4号議案「令和2年度大分県教科用図書選定審議会委員の任命について」内海 義務教育課長から説明いたします。

(説 明)

(工藤教育長)

ただ今説明のありました議案について、審議を行います。ご質問・ご意見のある方はお願いします。

(質問・意見等)

(工藤教育長)

ほかにございませんか。

それでは、第4号議案の承認についてお諮りいたします。

第4号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(工藤教育長)

第4号議案については、提案どおり承認します。

【議 案】

第7号議案 大分県スポーツ推進審議会委員の任命について

(2課〔教育改革・企画課、体育保健課〕在室)

(工藤教育長)

次に、第7号議案「大分県スポーツ推進審議会委員の任命について」加藤 体育保健課長から説明いたします。

(説 明)

(工藤教育長)

ただ今説明のありました議案について、審議を行います。ご質問・ご意見のある方はお願いします。

(質問・意見等)

(工藤教育長)

ほかにございませつか。

それでは、第7号議案の承認についてお諮りいたします。

第7号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(工藤教育長)

第7号議案については、提案どおり承認します。

【協 議】

① 教員採用選考試験の見直しについて

(2課〔教育改革・企画課、教育人事課〕在室)

(工藤教育長)

次に、協議の①「教員採用選考試験の見直しについて」渡辺 教育人事課長から説明いたします。

(説 明)

(工藤教育長)

ただ今の説明について、ご質問・ご意見のある方はお願いします。

(質問・意見等)

(工藤教育長)

ほかにございませつか。

それでは、今回の協議の結果を踏まえ、準備を進めてまいります。

【協 議】

② 大分県文化財保護審議会委員の委嘱について

(2課〔教育改革・企画課、文化課〕在室)

(工藤教育長)

次に、協議の②「大分県文化財保護審議会委員の委嘱について」木下 文化課長から説明いたします。

(説明)

(工藤教育長)

ただ今の説明について、ご質問・ご意見のある方はお願いします。

(質問・意見等なし)

(工藤教育長)

それでは、今回の協議の結果を踏まえ、準備を進めてまいります。

【協議】

③ 大分県先哲叢書編さん審議会委員の委嘱について

(2課〔教育改革・企画課、文化課〕在室)

(工藤教育長)

次に、協議の②「大分県先哲^{そう}叢書編さん審議会委員の委嘱について」木下 文化課長から説明いたします。

(説明)

(工藤教育長)

ただ今の説明について、ご質問・ご意見のある方はお願いします。

(質問・意見等)

(工藤教育長)

ほかにございませんか。

それでは、今回の協議の結果を踏まえ、準備を進めてまいります。

(工藤教育長)

最後にそのほか何かございますか。

ないようですので、これで令和元年度 第23回教育委員会会議を閉会します。

お疲れ様でした。